



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月17日金曜日 第2782号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	(畜産課) ...	494
保安林の指定.....	(森林整備課) ...	494
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	(") ...	495
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課) ...	496
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定.....	(建築住宅課) ...	497
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ...	497
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	498
道路の供用開始(県道粟井浅海線).....	(中予地方局管理課) ...	498
開発行為に関する工事の完了(3件).....	(中予地方局建築指導課) ...	498
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	499
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	499
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	500

公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	500
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	(水産課) ...	501

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	502
愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程.....	(") ...	502
参議院選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録日等.....	(") ...	510
参議院選挙区選出議員選挙に関する在外選挙人名簿の縦覧期間.....	(") ...	510

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第725号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年6月17日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
動物用焼却炉1基	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年6月8日	インシナー工業株式会社 東京都大田区大森北1-33-4	50,760,000円	一般競争入札	平成28年4月19日

○愛媛県告示第726号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月17日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所
今治市長沢字原ヶ谷山乙203の345、乙203の346
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原ヶ谷山乙203の345・乙203の346(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第727号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成28年2月農林水産省告示第537号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町二名甲4059の1、甲4059の2	上浮穴郡久万町大字二名甲38番地1 友井 忠 男	森林所有者
上浮穴郡久万高原町二名乙60	上浮穴郡父二峰村大字二名甲2350番地 毘沙門 太 郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名43番戸 永 久 和太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲1131番地 吉 岡 俊 秋	"
"	上浮穴郡久万町大字二名39番戸 山 中 丈 観	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲908番地 久 保 永 夫	"
"	上浮穴郡久万町大字二名40番戸 竹 内 定 男	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲905番地 竹 林 市 尾	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲900番地 土 居 詩嘉雄	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲895番地 久 保 夕 力	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲144番地 中 西 力 蔵	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲858番地 松 岡 クニヨ	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲1139番地 土 居 弥 蔵	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲970番地 好 竹 理 順	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲847番地 高 岡 万 太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲974番地3 谷 口 伊 三 五 郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙61、乙263	上浮穴郡久万町大字二名甲737番地 竹 井 刷 子	"
上浮穴郡久万高原町二名乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲1139番地1 土 居 弥 蔵	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲1131番地 吉 岡 辰 治 郎	"

"	上浮穴郡久万町大字二名39番戸 山 中 義 志	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲849番地 土 居 眞 澄	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲961番地2 大 原 益 晴	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲820番地 高 岡 万 太郎	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲737番地 竹 井 薫	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲965番地 竹 内 定 男	"
"	上浮穴郡久万町大字二名甲905番地 竹 林 新 太 郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙102の1	上浮穴郡久万町大字久万町1383番地 石 丸 健 一	"
上浮穴郡久万高原町二名乙270の2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲895番地 久 保 ナツ子	"
上浮穴郡久万高原町二名乙275の2、乙284の1	上浮穴郡父二峰村大字二名41番戸 竹 内 音 吉	"
"	上浮穴郡父二峰村大字二名38番戸 竹 内 徳 太 郎	"
"	上浮穴郡父二峰村大字二名31番戸 竹 中 友 太 郎	"
上浮穴郡久万高原町二名乙276、乙277の1、乙277の2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲1495番地 小 松 宗 貞	"
上浮穴郡久万高原町二名乙278	上浮穴郡父二峰村大字二名甲737番地 竹 井 刷 子	"
上浮穴郡久万高原町二名乙280の1	上浮穴郡久万町大字二名甲965番地 竹 内 智 明	"
上浮穴郡久万高原町二名乙323の1、乙323の2	上浮穴郡久万町大字下畑野川甲312番地 日 野 サツキ	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1002	上浮穴郡父二峰村大字二名11番戸 岡 田 デンヨ	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1014、乙1031、乙1038、乙1039、乙1056、乙1106	上浮穴郡久万高原町二名甲2146番地 高 岡 イツ子	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1040、乙1041、乙1052、乙1081の1、乙1081の2、乙1107	上浮穴郡久万町大字久万町281番地の1 中 田 孝 治	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1042	上浮穴郡久万町大字二名甲2120番地1 一ノ宮 薫	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1043	上浮穴郡父二峰村大字二名甲241番地3 中 田 康 範	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1058	上浮穴郡久万町大字二名甲2004番地3 西 村 壽	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1069	松山市余戸町1843番地8 藤 本 フクエ	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1090	上浮穴郡父二峰村大字二名甲2379番地 成 野 陟	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1102	上浮穴郡久万町大字二名甲1974番地2 川 崎 清 規	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1342の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲2349番地 成 野 陟	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1342の3	上浮穴郡久万町大字二名甲2349番地 成 野 陟	"
上浮穴郡久万高原町二名乙1343の1、乙1343の3、乙2248、乙2348の1、乙2348の2、乙2348の7、乙2348の9	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地1345番地 成 野 晶	"

上浮穴郡久万高原町二名 乙1348、乙2223	松山市北斎院町1021番地 成 本 武 博	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1351	上浮穴郡久万町大字二名甲24 16番地 石 丸 榮	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1353	松山市越智町210番地 3 林 久 夫	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1357の1、乙1357の2、 乙1357の4、乙1357の6	広島県竹原市竹原町3687番地 2 石 丸 厚	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1381から乙1383まで、 乙1387、乙2456の1、乙 2456の2	上浮穴郡久万町大字二名甲21 24番地2 土 居 定 義	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1488の1、乙1488の2、 乙2135、乙2136の2	北宇和郡松野町大字豊岡3160 番地1 石 丸 寿	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1488の1、乙1856、乙 2135、乙2136の2	石 丸 正 志	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1598の2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 1511番地1 竹 内 光 子	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1707	高知県高岡郡窪川町北琴平町 8番16号 上 本 次 勇	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1717	福岡県北九州市八幡東区尾倉 1558番地 越 智 實	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1781の2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3824番地2 岡 田 瀧之進	〃
〃	上浮穴郡久万町大字二名甲40 79番地1 植 田 明	〃
〃	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3824番地2 友 井 忠 男	〃
〃	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 4239番地 大 下 安 則	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1784の1	宇和島市寄松甲720番地桐田 住宅7号 竹 内 猛 浩	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1784の2	宇和島市寄松甲720番地桐田 住宅7号 竹 内 陽 子	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1811、乙1812	大洲市春賀甲1462番地 3 井 口 泰 充	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1834の1、乙2133	徳島県板野郡松茂町豊久字豊 久開拓 加 藤 隆 一	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1845	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地2 東 マス子	〃
〃	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地2 東 香 織	〃
〃	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地2 東 勇一郎	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1855	松山市居相町393番地 3 竹 内 俊 一	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1857	温泉郡重信町大字見奈良1243 番地2 山 下 隆 一	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1936、乙1937	香川県高松市高松町97番地 1 竹 内 靖 明	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1943の1、乙1943の2	伊予郡松前町大字西古泉51番 地の2 森 内 宏	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙1944	上浮穴郡父二峰村大字二名74 番地 竹 内 光 子	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2028、乙2031	松山市北吉田町1064番地 5 稲 田 雄 子	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2029	伊予郡広田村大字満穂甲1339 番地 宇都宮 勝 弥	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2068の3	松山市鉄砲町1番地 4 高 松 佐 代 子	〃

上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上 谷 勝 彦	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の2、乙2069の5	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上 谷 勝 己	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の3	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上 谷 辰 造	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の7	上浮穴郡久万町大字二名甲37 46番地 上 谷 勝 己	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2082、乙2137の1、乙 2137の2、乙2138の2	松山市美沢一丁目1番23号石 田ビル203号 石 田 二 朗	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2132の1	松山市湊町一丁目1番地 8 青 木 伸 弘	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2139、乙2142	上浮穴郡久万町大字久万町81 5番地1 青 木 一 志	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2226の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2571番地 松 嶋 貢	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2226の2	上浮穴郡久万町大字二名甲25 71番地 松 嶋 貢	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2237	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2365番地 岡 田 順 榮	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2322の1	松山市姫原二丁目1番31号 岡 田 政 宏	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2412、乙2413	上浮穴郡久万町大字二名甲21 46番地 高 岡 民 夫	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2426	松山市祝谷五丁目6番10号 北 福 丞	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2435	松山市吉藤四丁目2番10号 成 野 泰 慎	〃
上浮穴郡久万高原町二名 乙2135、乙2136の2	松山市土居田町608番地 1 宮 原 晴 美	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第728号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成28年 6月17日

宇和島港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

3工区の1

宇和島市住吉町字立田ヶ浦1009番3地先公有水面及び同市住吉町字立田ヶ浦1009番8から同市大浦字長浦甲3番5に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 宇和島市住吉町字住吉山乙700番8、国土地理院「住吉」四等三角点(北緯33度13分31.804秒、東経132度33分27.874秒)

の地点 基点から真北315度25分18秒438.27メートルの地点

⑥⑥の地点 の地点から真北2度59分59秒60.00メートルの地点

の地点 ⑥⑥の地点から真北92度59分59秒60.00メートルの地点

の地点 の地点から真北182度59分59秒79.50メートルの地点

(3) 面積

4,184.84平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月23日 愛媛県指令12港第525号

4 しゅん功認可年月日

平成28年6月17日

○愛媛県告示第729号

愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成28年6月17日

愛媛県知事 中村時広

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値	備考
伊予郡砥部町高尾田	砥部	26	高耐	0.8730	4号棟

○愛媛県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月17日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	寺町 讓	西条市喜多台189番地1
"	中路 芳正	西条市喜多台76番地
"	中川 英隆	西条市喜多台92番地
"	渡部 宏憲	西条市喜多台78番地

"	秋川 隆幸	西条市国安354番地9
監事	中路 博	西条市喜多台227番地2
"	中川 伸之	西条市喜多台38番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	寺町 讓	西条市喜多台189番地1
"	中路 芳正	西条市喜多台76番地
"	越智 和男	西条市喜多台61番地
"	中川 英隆	西条市喜多台92番地
"	渡部 宏憲	西条市喜多台78番地
監事	中路 博	西条市喜多台227番地2
"	中川 伸之	西条市喜多台38番地

○愛媛県告示第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月17日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	古田 昭和	西条市新田178番地2

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	稲井 昭一	西条市新田193番地

○愛媛県告示第732号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年6月17日

愛媛県中予地方局長 藤井晃一

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	中矢 雄哲	松山市西垣生町388番地4
"	大原 久直	松山市西垣生町1713番地8
"	土川 貢	松山市東垣生町247番地1
"	武市 佳紀	松山市東垣生町807番地1
"	秀野 俊之助	松山市東垣生町552番地
監事	藤崎 温	松山市東垣生町579番地

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 屋 孝 雄	松山市東垣生町516番地
"	藤 崎 温	松山市東垣生町579番地
"	木 村 政 寛	松山市東垣生町93番地 1
"	廣 田 友 作	松山市西垣生町1236番地 1
"	大 原 久 直	松山市西垣生町1713番地 8
監 事	秀 野 俊 之助	松山市東垣生町552番地

"	恒 岡 豊 明	東温市樋口515番地
"	土 屋 貴 裕	東温市樋口302番地
"	大 西 康	東温市志津川1804番地
監 事	和 田 昭 典	東温市横河原1370番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	水 田 巳 義	東温市樋口837番地
"	藤 田 恒 太	東温市樋口298番地
"	田 中 謙 介	東温市樋口1259番地 5
"	渡 部 隆 弘	東温市樋口714番地
"	吉 岡 茂 夫	東温市志津川1799番地 3
監 事	藤 田 耕 蔵	東温市樋口807番地

○愛媛県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1

○愛媛県告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市和気浜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市浅海本谷乙315番 2	平成28年 6月17日

○愛媛県告示第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 6月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第11号 平成28年 6月 6日	東温市志津川字雨田甲168番	香川県高松市鍛冶屋町7番地12 穴吹興産株式会社 代表取締役 穴 吹 忠 嗣

○愛媛県告示第737号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 6月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建（開）第12号 平成28年 6月 6日	伊予郡松前町大字神崎字石ノ元982番 5	宇和島市白浜220番地 6 島 原 誉 喜

○愛媛県告示第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 6月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第13号 平成28年 6月 7日	伊予郡松前町大字鶴吉字宮之前17番 2	松山市東垣生町303番地 1 シャルマンイシダ301号 山 崎 太 志

○愛媛県告示第739号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	多 田 聡	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	宮 上 紀 之	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肢 体 不 自 由	脳 神 經 外 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	國 枝 武 治	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	熊 木 天 児	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
小 腸 ・ 肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	松 田 保 史	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	吉 田 理	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
小 腸 ・ 肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	小 泉 光 仁	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	渡 辺 崇 夫	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	八 木 専	東温市志津川	平成 28年 6月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	住 友 別 子 病 院	山 田 晋 也	新居浜市王子町 3番 1号	平成 28年 6月 1日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	独立行政法人地域医 療機能推進機構宇和 島病院	堀 川 慶 一	宇和島市賀古町 2丁目 1番 37号	平成 28年 6月 1日

○愛媛県告示第740号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
瀬 野 利 太	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷 3丁目 1 - 1	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 4月 1日
吉 田 理	西 予 市 立 野 村 病 院	西予市野村町大字野村 9 - 53	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 4月 1日
大久保 房 俊	く じ ら 病 院	八幡浜市五反田 1番 耕 地 1046 番 地 1	真網代くじらリハビリテーシ ョン病院	八幡浜市真網代甲229番地 5	平成28年 5月 1日
堀 内 秀 樹	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	東温市志津川	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570番地	平成28年 5月 31日

○愛媛県告示第741号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由、心臓機能障害	内 科	村瀬循環器内科	村瀬 哲 郎	今治市中日吉町2 - 7 - 50	平成 28年 5月30日

公 告

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成29年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成28年11月7日（月）学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験（1次募集）

平成29年1月17日（火）学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成29年3月2日（木）学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

ア 一般入学試験（1次募集）

平成29年1月11日（水）学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成29年3月2日（木）学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成29年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2年	10人

受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（平成29年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（平成29年3月に卒業見込みの者を含む。） (3) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者
------	---

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験（1次募集）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）

(2) アグリビジネス科

ア 一般入学試験（1次募集）

小論文

イ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成28年10月3日（月）から14日（金）まで

イ 一般入学試験（1次募集）

平成28年12月5日（月）から16日（金）まで

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成29年2月6日（月）から17日（金）まで

(2) アグリビジネス科

ア 一般入学試験（1次募集）

平成28年12月5日（月）から16日（金）まで

イ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成29年2月6日（月）から17日（金）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真（出願前6か月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル平方のもの）

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にとっては、出身高等

学校又は中等教育学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成27年12月25日付け公告）を次のとおり変更した。

平成28年 6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
(2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

Table with 2 main columns: 知事管理量 (平成27年, 平成28年) and 採捕の種類 (まあじ, まいわし, まさば及びごまさば).

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

Table with 4 columns: 第1種特定海洋生物資源, 採捕の種類, 平成27年1月から12月まで, 平成28年1月から12月まで.

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

Table with 6 columns: 第2種特定海洋生物資源, 採捕の種類, 瀬戸内海 (平成27年4月1日, 平成27年9月1日), 宇和海 (平成27年10月1日, 平成28年10月1日).

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

Table with 5 columns: 第2種特定海洋生物資源, 採捕の種類, 海域, 期間, 漁獲努力量.

	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成27年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
		平成28年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

は、次のとおりである。

平成28年 6月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,164,288
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,286
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,536

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,203	14,401
南宇和郡	19,726	6,576
松山市・上浮穴郡	429,498	138,250
今治市・越智郡	141,426	47,142
宇和島市・北宇和郡	80,158	26,720
八幡浜市・西宇和郡	39,409	13,137
新居浜市	99,645	33,215
西条市	91,394	30,465
大洲市・喜多郡	52,350	17,450
伊予市	31,372	10,458
四国中央市	74,174	24,725
西予市	34,232	11,411
東温市	27,701	9,234

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 6月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者_____。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者_____</p>	<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条_____に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をい</p>

一。以下同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。)の長、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。)の長及び保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。)の長(以下「院長等」という。)から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

第9条 削除

第12条 削除

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第17条の2 法第48条の2第1項の場合においては、第8条中「選挙の期日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「第55条」とあるのは「第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第55条及び政令第49条の11」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封印をした投票箱の鍵」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあっては、市町委員会に、市町委員会にあっては、開票管理者にそれぞれ」と、第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びその鍵に異状が生じたとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第18条の2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令第65条の2に規定する者を除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る規定の適用については、第4条第1項中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「第19条第3項」とあるのは「第30条の2第4項」

一。以下同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。)の長、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。)の長及び保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。)の長(以下「院長等」という。)から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

(投票箱等の送付)

第9条 市町委員会は、政令第28条第1項の規定により選挙人名簿又はその抄本を投票管理者に送付する際に、投票箱、投票用紙、仮投票用封筒、点字器、投票管理者の印その他投票のため必要な器具を併せて送付するものとする。

(送致された不在者投票の処理)

第12条 投票管理者(指定関係投票区の投票管理者を除く)は、市町委員会委員長から送致された不在者投票について、不在者投票に関する調査及び選挙人名簿又はその抄本との照合を行ったうえで、政令第63条の規定による受理不受理等の決定を行うまでの間、投票用封筒及び不在者投票証明書を適正に一時保管するものとする。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第17条の2 法第48条の2第1項の場合においては、第8条中「選挙の期日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「法第55条」とあるのは「法第55条及び政令第49条の10」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封印をした投票箱のかぎ」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあっては、市町委員会に、市町委員会にあっては、開票管理者にそれぞれ」と、第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱のかぎの送致を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びそのかぎに異状が生じたとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第18条の2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令第65条の2に規定する者を除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る規定の適用については、第4条第1項中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「法第19条第3項」とあるのは「法第30条の2第4項」と、第9条中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、第12条中「投票管理者(指定関係

 _____」と読み替えるものとする。

別記

省略

様式番号	事 項	根 拠 条 文
1～8	省略	省略
9	投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ通知等	法第40条第2項、法第48条の2第6項
10～16	省略	省略
17	削除	
18	投票箱等送致目録	程第15条第1項
19～23	省略	省略
24	削除	
26～42	省略	省略

投票区の投票管理者を除く)」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票管理者」と、「不在者投票に関する調書」とあるのは「在外選挙人の不在者投票に関する調書」と、「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「投票用封筒及び不在者投票証明書」とあるのは「投票用封筒」と読み替えるものとする。

別記

省略

様式番号	事 項	根 拠 条 文
1～8	省略	省略
9	投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ通知等	法40条2項、法第48条の2 3項
10～16	省略	省略
17	投票箱の送付通知	程9条
18	投票箱等送致目録	法55条
19～23	省略	省略
24	繰延投票（開票）期日の通知	令48条、令100条2項、令78条、令101条3項、令87条
26～42	省略	省略

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式

その1

記号
年 月 日

市（区町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙権を有しない者について

次の者は、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しないので関係資料を添えて公職選挙法施行令第1条の3第1項の規定により通知します。

氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍 地	備 考

備考1 添付すべき関係書類は、市町委員会が保存している本籍地市区町村長からの選挙関係失権者通知及び市町委員会が選挙関係失権者について整備保存している資料であること。

2 この通知は、個人の名誉にかかわるものであるため、その取扱いは特に慎重に行うこと。

記号
年 月 日

市（区町村）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙権を有しない者について

次の者は、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が

{ 生じた } { ので }
{ なくなった } { 旨の通知が何市（区町村）長（選挙管理委員会）からあったので } 関係書類を添えて公職選挙法施行令第1条の3第2項の規定により

通知します。

氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍 地	備 考

備考1 添付すべき関係書類は、市町委員会が保存している本籍地市区町村長からの選挙関係失権者通知又は政令第1条の3第2項の規定による市区町村選挙管理委員会からの通知、及び市町委員会が選挙関係失権者について整備保存している資料であること。

2 この通知は、個人の名誉にかかわるものであるため、その取扱いは特に慎重に行うこと。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式

その1

何選挙投票箱等送致目録

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 投票箱 | 個 |
| 2 | 投票箱の鍵 | 個 |
| 3 | 投票録 | 部 |
| | （不在者投票に関する調書
（在外投票に関する調書（抄本））
附（在外選挙人の不在者投票に関する調書）
宣言書） | |
| 4 | 選挙人名簿（抄本） | 冊（部） |
| | （在外選挙人名簿（抄本） | 冊（部）） |
| 5 | 投票調 | 部 |
| 6 | 投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票 | 枚 |
| | （投票所閉鎖後送致を受けた在外投票 | 枚） |
| 7 | 何々 | |

何投票区投票管理者 氏名 印

注 「選挙人名簿（抄本）」及び「在外選挙人名簿（抄本）」は、それぞれ当該名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合は、当該名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書面とする。

その2

何選挙投票箱等送致目録

- 1 投票箱 個
- 2 投票箱の鍵 個
- 3 投票録 部
(附宣言書)
- 4 選挙人名簿(抄本) 冊(部)
(在外選挙人名簿(抄本) 冊(部))
- 5 何々

{ (何)期日前投票所投票管理者
市(町)選挙管理委員会委員長 } 氏名 印

注 「選挙人名簿(抄本)」及び「在外選挙人名簿(抄本)」は、それぞれ当該名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合は、当該名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書面とする。

別記第24号様式を次のように改める。

第24号様式 削除

別記第25号様式の2注1中「あて」を「宛」に、「A4」を「A列4番」に改め、同様式注5中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月19日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県選挙事務執行規程別記第1号様式及び別記第18号様式の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員、愛媛県議会議員又は愛媛県知事の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された当該選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

平成28年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録日等を次のとおり定める。

平成28年6月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 1 被登録資格決定基準日
平成28年6月21日（ただし、年齢については、同年7月10日）
- 2 登録日
平成28年6月21日
- 3 縦覧期間
平成28年6月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

平成28年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に関する在外選挙人名簿の縦覧期間は、平成28年6月22日とする。

平成28年6月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男